

令和8年第2回定例会 質疑通告一覧表 R8. 6. 8

順	通告者	質疑の内容	答弁者
1	<p>江尻 加那 (日本共産党)</p> <p>・一括方式</p>	<p>1 第82号議案 茨城県外国人の不法就労活動の防止に関する条例について</p> <p>(1) 大本にある国の出入国管理及び難民認定法(入管法)や技能実習生等の制度が「不法就労」といわれる現状を生みだしていることへの認識と対応</p> <p>(2) 本条例は「県民の責務」として県の施策に協力することを求め、県職員の調査に根拠を与えるものとなり、広く県民の理解が不可欠であるが、条例の必要性、有効性、公平性、協働性及び条例制定の手続き等について民意の反映や当事者、関係者との協議・調整が不十分と考えるがどうか</p> <p>(3) 本条例は、先行実施する不法就労通報報奨金制度との関係で「直接の根拠とするものではない」とした県の考え方と合理性</p>	産業戦略部長
2	<p>うの のぶこ (市民ネットワーク)</p> <p>・一括方式</p>	<p>1 第82号議案 茨城県外国人の不法就労活動の防止に関する条例について</p> <p>(1) 第8条第2項「調査の事務に従事する職員は…入管法第73条の2第1項各号のいずれかに該当すると思料する者があるときはその旨を通報する」とあるが、警察でも出入国管理庁の職員でもない一般の県職員が、どのような調査を行い、どのような基準で判断するのか。</p> <p>(2) 第8条第1項「県内で外国人を雇用する事業者を対象に雇用の状況に関する調査を行う」とあるが、事業者はすでに国の労働施策総合推進法に基づき、『外国人雇用状況届出書』をハローワークに提出することが義務付けられている。</p> <p>国がすでに全件把握しているデータを、県が別途予算と人手をかけて、二重に調査し直す必要があるのか。これは二重行政による税金の無駄遣いであり、人手不足で多忙な地元事業者に対し、さらなる行政手続きの負担を強いるものではないか。</p> <p>(3) 第5条「県民は、外国人の不法就労活動の防止に積極的に努めるとともに、県が実施する不法就労活動防止施策に協力するよう努めなければならない。」とあるが、県民に対して、具体的にどのような行為を努力義務とするのか。</p>	産業戦略部長

		<p>(4) 第1条(目的)には「不足する人材の確保を図る必要が生じている」とあるが、本条例案には外国人が安心して働ける環境づくりや、事業者の受け入れ支援に関する条項がなく、事業者の調査や県民の責務など、監視や取り締まりの色彩が強い。</p> <p>このような条例を制定した場合、茨城県は外国人を過度に警戒し監視する県というネガティブなメッセージを与え、結果として外国人から選ばれない県となり、目的である人材の確保とは真逆の結果を招くことになる恐れはないか。</p>	
--	--	---	--

<参考>

議会運営についての申合せ事項 (令和5年8月31日 議会運営委員会決定)

第3 本会議に関する事項

4 発言通告

(1) 略

(2) 代表質問・質疑、一般質問・質疑に係る発言通告の期限は、原則として質問質疑の始まる日の前々日正午まで、上程議案、修正案、委員長報告及び少数意見報告に対する質疑に係る発言通告の期限は、原則として質疑を行う日の前々日正午までとする。

(3)～(5) 略

7 単独で行う質疑

(1) 議案(議員提出議案及び知事提出議案)に対して、質疑のみを単独で行える場合の要件等は別表3のとおりとし、質疑の所用時間は、再質疑及び答弁を含めて8分以内とする。

なお、質疑の内容は、議案に係る概括的内容の確認に留めるものとする。

(2) 略

別表3 (第3-7-(1))

議案に対して質疑のみを単独で行える場合の要件等

対象となる議案 (議員提出議案及び知事提出議案)	対象となる会派等	質疑の日
開会日に上程された議案	当該定例会において代表もしくは一般質問・質疑の割り当てがなく、付託される委員会にも所属していない会派等	一般質問・質疑最終日 (全ての一般質問・質疑終了後)
開会日の翌日から一般質問・質疑終了日までに上程された議案	付託される委員会に所属していない会派等	
一般質問・質疑終了日の翌日から閉会日までに上程された議案		閉会日